

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **マ-ヴエリックス 株式会社 Mavericks**
 住所 **〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22**
 代表者氏名 **ヒロミ ケンジ 代表取締役 平見 健二**
 電話番号 **TEL072-349-2551 FAX072-349-2552**
 FAX番号
 メールアドレス **kenjihirami12175@gmail.com**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 9 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

マ-ヴ-リ-ック-ス

株式会社 **Mavericks**

〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22

代表取締役 **平見 健二**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヒラミ ケンジ 平見 健二	取締役 オカダ コウイチ 岡田 耕一
取締役 カノ カンスケ 長野 堪介	取締役 ヒラミ ヒロミ 平見 輝美
取締役 ウラハ アキミ 里本 明美	
事業の範囲	1. 建設業、土木建築工事 2. 水道工事業 3. 住宅設備工事の設計、施工請負 4. 不動産業 5. 飲食店の経営 6. コンサルティング業務 7. 上記各号に附帯関連する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

TEL072-349-2551 FAX072-349-2552

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 Mavericks
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22 電話番号 FAX番号 TEL072-349-2551 FAX072-349-2552 メールアドレス kenjihirami12175@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
加藤 寛正 岡本	第303067号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	① 金切りのこ	GYOKUCHO 0.7-240	2	
	② 塩ビカッター	MCCVC-84ED	1	
	③ カッター	OLFA	1	
管の加工用の 機械器具	④ やすり	200	1	
	⑤ ハンマー	石頭ハンマー-FATE 878	1	
	⑥ ハイブねじ切り機	ASADA	1	
接合用の 機械器具	⑦ アングラス	ロブテック WP250DNA	1	
	⑧ モンキーレンチ	PRO-ACI 30mm	1	
	⑨ メガネレンチ	GEARTECH 8.10.12.13 mm	1	
	⑩ アルミレンチ	MFTN 68A	1	
	⑪ パイプレンチ	MCC10	1	
	⑫ ガストーチ	RZ-850	1	
	⑬ インパクトドライバー	マツダ TDB4DSHX	1	
	水圧テスト ポンプ	⑭ テストポンプ(手動)	キューワ T50KP	1

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、
「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



① 金切りのこ



② 塩ビカッター



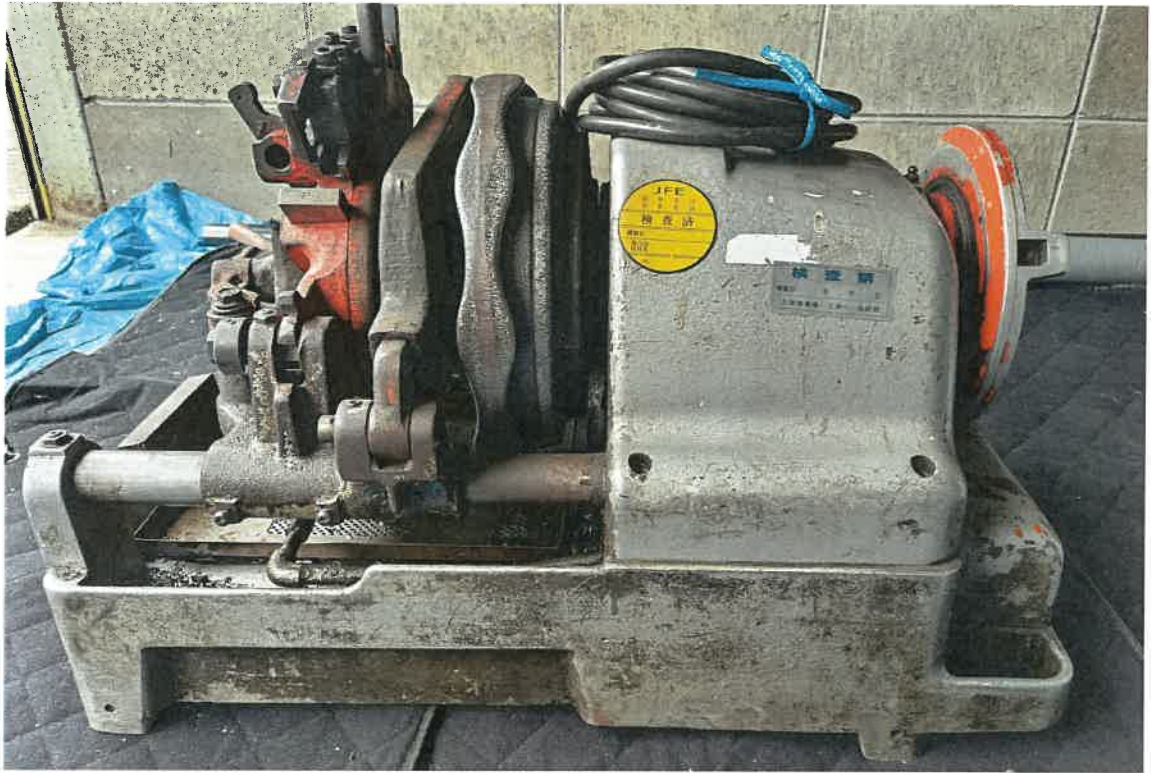
③ カッター



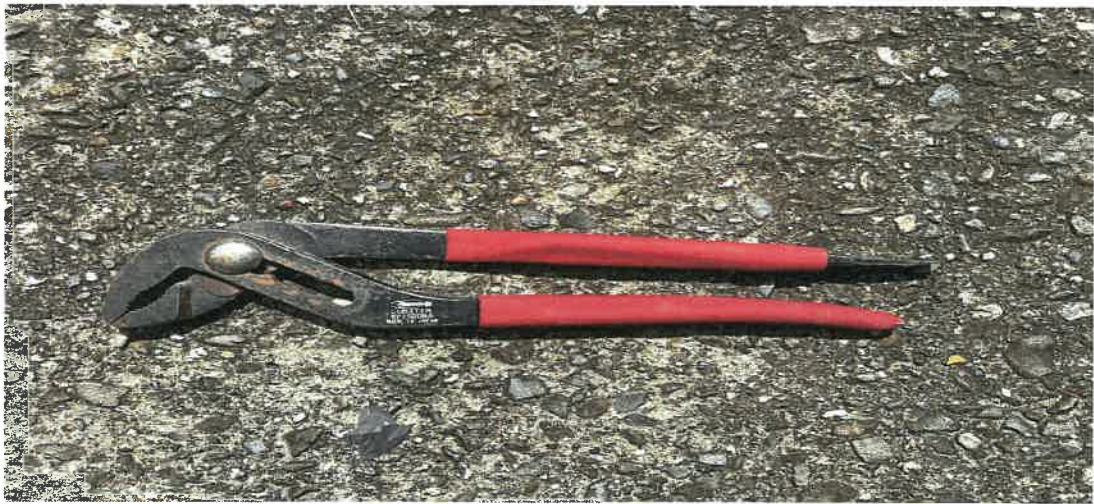
④ やすり



⑤ ハンマー



⑥ パイプねじ切り機



⑦ アンギラス



⑧ モンキーレンチ



⑨ メガネレンチ



⑩ アルミレンチ



⑪ パイプレンチ



⑫ ガストーチ



⑬ インパクトドライバー



⑭ 水圧テストポンプ

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 Mavericks
〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22
代表取締役 平見 健二



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府松原市岡二丁目4番22号
株式会社Mavericks

会社法人等番号	1201-01-062090	
商号	株式会社Mavericks	
本店	大阪府羽曳野市軽里一丁目3番4号	
	大阪府松原市岡二丁目4番22号	令和 3年 5月 8日移転
		令和 3年 5月11日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	令和2年7月22日	
目的	1. 建設業、土木建築工事 2. 水道工事業 3. 住宅設備工事の設計、施工、請負 4. 不動産業 5. 飲食店の経営 6. コンサルティング業務 7. 上記各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金100万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役	平見 健二
	取締役	長野 堪介
	取締役	里本 明美
		令和 3年 2月 1日就任
		令和 3年 2月 8日登記

	取締役	<u>岡田輝美</u>	令和 3年 2月 1日就任
			令和 3年 2月 8日登記
	取締役	平見輝美	令和 3年10月 8日岡田輝美の氏変更
			令和 3年10月14日登記
	取締役	岡田耕一	令和 3年 9月16日就任
			令和 3年 9月16日登記
	大阪府羽曳野市伊賀四丁目9番1号 代表取締役 <u>平見健二</u>		
	大阪府松原市上田五丁目12番10-1103号 代表取締役 <u>平見健二</u>		令和 3年10月 8日住所移転
			令和 3年10月14日登記
	大阪府松原市上田三丁目7番5号 代表取締役 <u>平見健二</u>		令和 5年 7月29日住所移転
			令和 5年 8月 1日登記
支店	1	北海道札幌市豊平区月寒東三条三丁目1番20号	令和 5年 8月 1日設置
			令和 5年 8月 1日登記
登記記録に関する事項	設立		令和 2年 7月22日登記



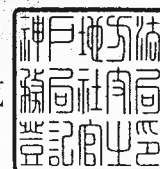
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 6年 8月 8日

神戸地方法務局社支局
登記官

南 俊 成



定 款

株式会社Mavericks

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社M a v e r i c k s と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業、土木建築工事
2. 水道工事業
3. 住宅設備工事の設計、施工、請負
4. 不動産業
5. 飲食店の経営
6. コンサルティング業務
7. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府松原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
 - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。
- 2 代表取締役は、社長とする。
 - 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
 - 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

- 第26条 社長は、会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第28条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。



(剰余金の配当)

第29条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第31条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 6年 8月 15日

株式会社Mavericks

代表取締役 平見健二



第三〇三〇六七号

給装置工事技術者免状

本籍 奈良県

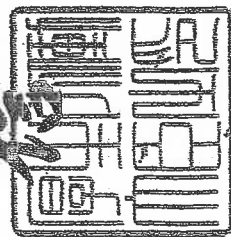
氏名 岡本 憲吉

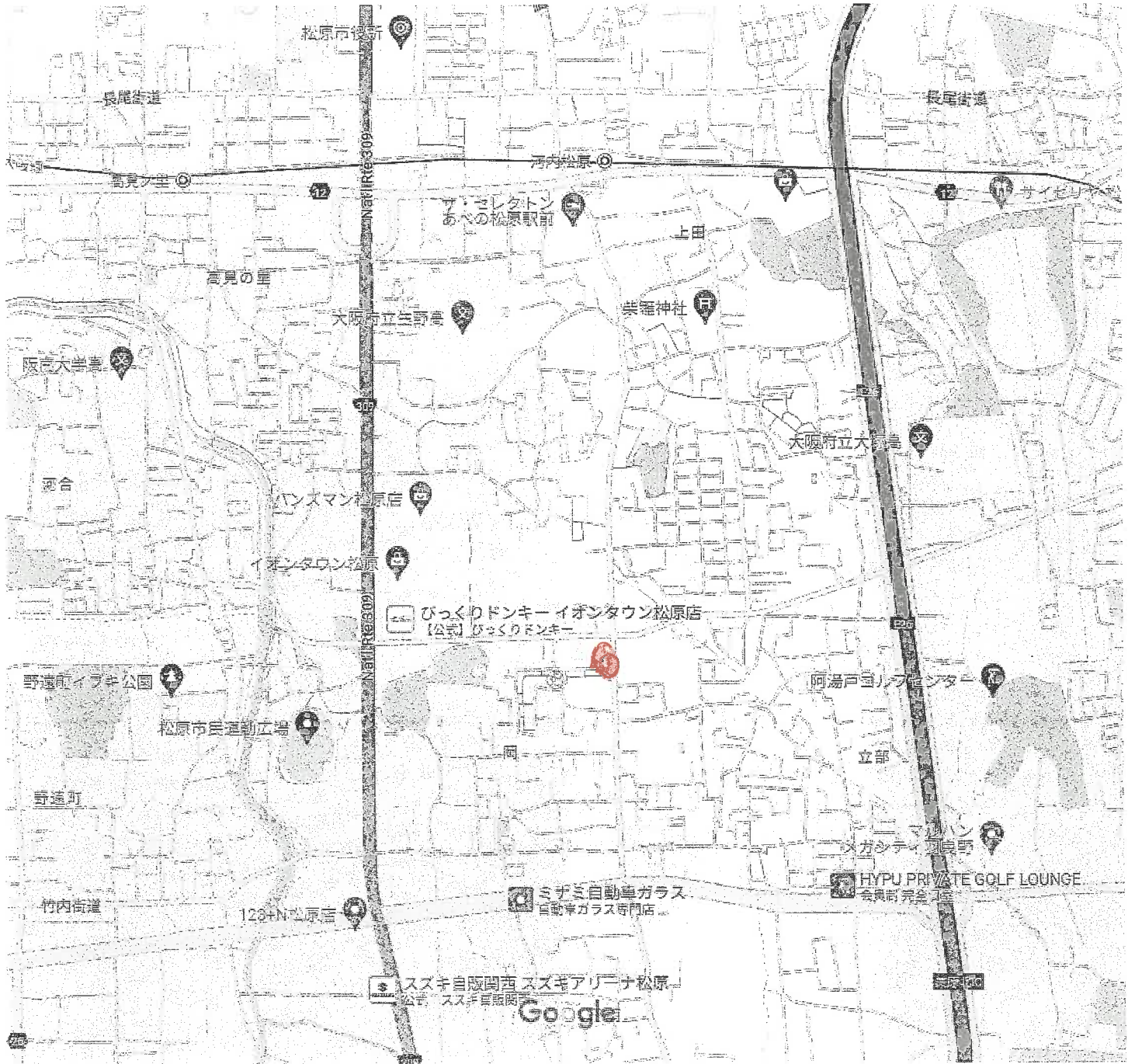
昭和五十八年五月十七日生

水道法昭和五十八年法律第七十五号の
規定により給装置工事主任
技術者免状を交付する。

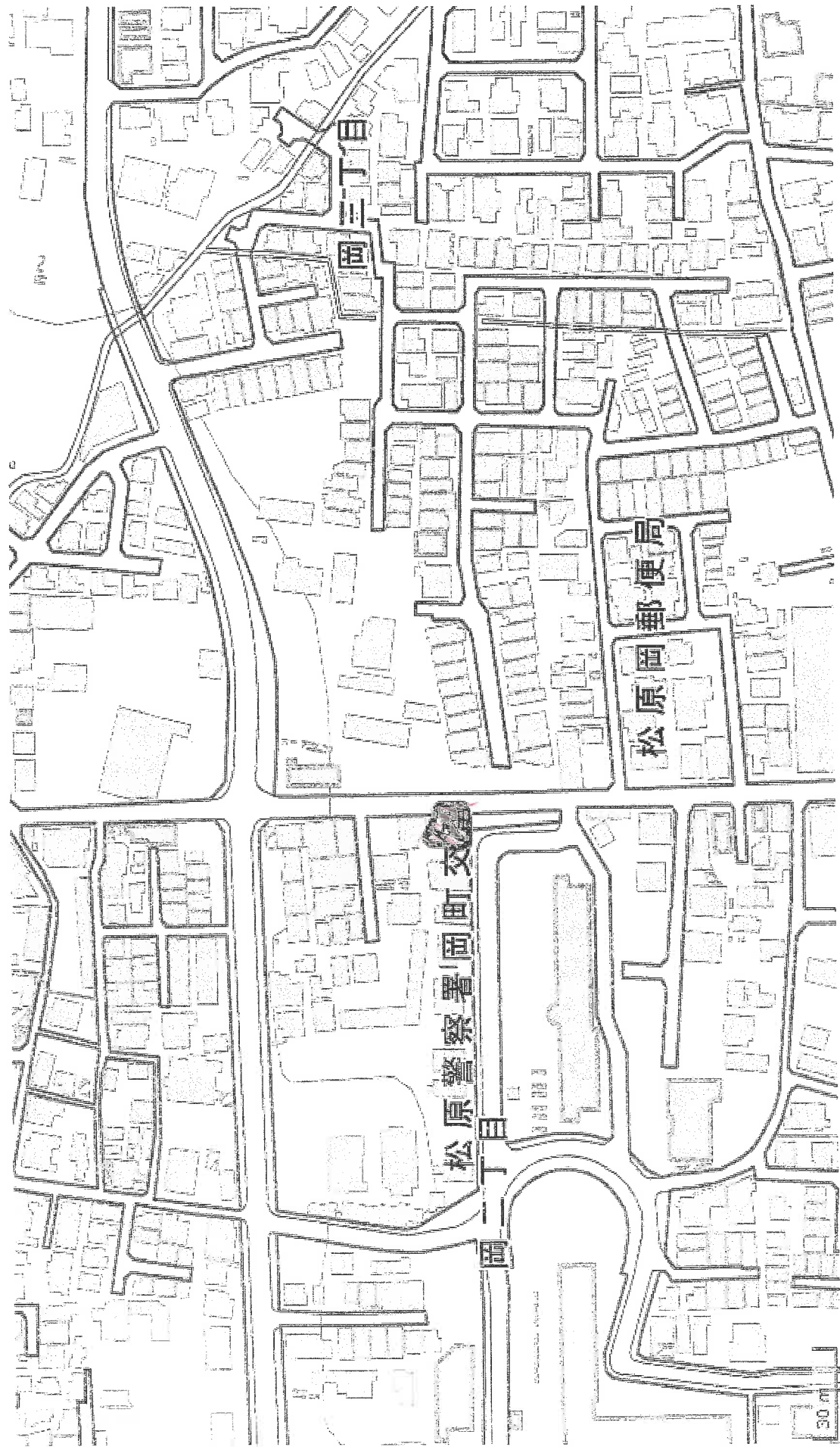
令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信





地図データ ©2024 200 m



松原市本社住所:大阪府松原市岡 2-4-22

会社外観写真



会社内観写真



資材置き場



廃材置き場



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

マーヴェリックス

住所

株式会社 **Mavericks**

〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22

代表者氏名

ヒラミ ケンジ

電話番号

代表取締役 **平見 健二**

FAX番号

TEL072-349-2551 FAX072-349-2552

メールアドレス

kenjihirami12175@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 9 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者~~選任~~・~~解任~~届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 Mavericks
住 所 〒580-0014 大阪府松原市岡2-4-22
代表者氏名 代表取締役 平見 健二

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の~~選任~~の届出
~~解任~~
をします。



給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 Mavericks	
上記事業所で 選任 ・ 解任 する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任 ・ 解任 の年月日
柳本 カズヨシ 岡本 憲吉	第 303067号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇三〇六七号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 岡本 憲吉

昭和五十八年五月十七日生

水道法昭和五十八年法律第五号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤 勝信

